

京都市告示第 285 号

地方自治法第 260 条の 2 第 1 1 項の規定に基づき，平成 15 年 6 月 27 日付けで認可した宇野区住民の会の主たる事務所の所在地，代表者の住所及び区域の変更の届出があったので，同条第 10 項の規定により，次のとおり告示します。

平成 22 年 11 月 11 日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

事項	変更前	変更後
主たる事務所の所在地	京都府北桑田郡京北町大字宇野小字ササラ 3 番地	京都市右京区京北宇野町ササラ 3 番地
代表者の住所	京都府北桑田郡京北町大字宇野小字奥中 1 4 番地	京都市右京区京北宇野町奥中 1 4 番地
区域	京都府北桑田郡京北町大字宇野の全区域	京都市右京区京北宇野町の全区域

※ 平成 17 年 4 月 1 日に京都市と京北町が市町村合併したことに伴う住所表示の変更。

(文化市民局市民生活部地域づくり推進課)